

第2号様式

令和7年度第2回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	令和7年11月6日(木) 13:20~15:15 法務省共用会議室3(大臣官房施設課旧入札室)	
委員	只木 誠(大学教授)※委員長 黒澤 正明(公益社団法人監事) 遠藤 和義(大学教授)	
審議対象期間	令和7年4月1日から令和7年7月31日まで	
抽出案件	総件数 72件	(備考)
工事	一般競争 47件 標準指名競争 0件 随意契約 12件	
業務	簡易公募型プロポーザル方式 0件 一般競争 3件 簡易公募型競争 1件	
務	標準指名競争 0件 随意契約 9件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
	具申又は勧告	回答
委員会による意見 具申又は勧告の内容	なし	なし

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
1 工事の発注状況について 意見等なし	
2 業務の発注状況について 意見等なし	
3 応札者が一者であった契約について 意見等なし	
4 指名停止の運用状況について 指名停止になるような事案が発生した場合、発注者において、発注した内容が、下請を含めて的確に実施されているかを検知する仕組みや工夫はあるのか。	本省発注工事については、施工段階で監督職員による施工体制台帳の整理・確認など、下請契約書類を含めて行っており、また、工事完成時点では、本省から検査職員を派遣して確認を実施しているところではあるが、御指摘を踏まえて必要な対応を検討したい。
(1) 横浜刑務所職員宿舎（3）等新営（建築）工事 猛暑日による作業の可否について、作業不能となるのは、前日までに判明するのか。	環境省のホームページなどで猛暑日が予想される場合には、事前に閉所日や休工日とするケースがある。 また、猛暑日に該当する条件がそろった場合には、その都度、現場で監督職員と協議を行った上、工事を中断又は閉所とする判断を行うこととなる。
(2) 令和7年度東京拘置所車庫等棟新営（電気設備）工事 前の契約が工事中に解除となったことにより、本件入札契約手続を新たに実施したことだが、工事中に契約を解除したことによるペナルティはないのか。	前の契約が解除となった原因是、地中障害物の出土により工期が延伸したことであったことであり、契約書上、受注者が解除を申し出ることが可能な条件であったため、ペナルティを課すことなく解除となったものである。

競争参加資格確認申請書の審査において、過去の実績がないとした申請者がいたが、新営工事と改修工事は性質が違うということか。

新営工事・増築工事と改修工事について、建物を基礎から建てる新営・増築工事の場合と、今あるものに手を加える改修工事の場合とは、性質が違うものとして扱っている。

申請者が競争参加資格確認申請書に記載した施工実績が要件を満たさない場合、他の工事の実績について、申請者に問い合わせは行うのか。

公平性の観点から、そのような問い合わせは行っていない。ただし、公平性が失われない範囲での確認をすることはある。

6 業務抽出案件について

(1) 令和6年度東京拘置所職員待機所模様替実施設計業務

かなりの低入札案件なので、品質に問題がないか心配される。図面の不整合は、工事で発覚するので、注意が必要ではないか。

業務は履行済みか。設計期間が延びた時は、当然支払いも遅れていくので、下請の影響も心配される。

工事は令和8年度以降に実施することを見込んでいる。御指摘を踏まえて、工事実施に際しては、しっかりと管理をしたい。

本業務は、工期を延期して履行中である。工期延長の理由としては、設備に関して想定と相違していた部分があり設計の見直しが発生したこと、特定行政庁から12条5項に基づく既存状態の報告を求められ追加の業務が発生したことによる。

なお、現時点では問題は発生していない。